

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正 (会計課)	975	
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	976	
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ()	〃	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃	
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ()	977	
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	〃	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	〃	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ()	978	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 ()	979	
○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量 (水産課)	〃	
○道路の区域変更 (南丹土木事務所)	〃	
○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課)	980	
○都市計画区域区分の変更 ()	981	
○都市計画道路の変更 ()	982	
公 告		
○農業振興地域の区域変更(経営支援・担い手育成課)	983	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	984	
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	985	
○一般競争入札の実施 (京都府営水道事務所)	986	

告 示

京都府告示第622号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示(令和6年京都府告示第374号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表に次のように加える。

株式会社カルティブ	横浜市西区高島二丁目19の12 スカイビル	〃	6. 11. 28
-----------	--------------------------	---	-----------

京都府告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
訪問看護ステーションSOAR	宇治市五ヶ庄梅林59 ハイネス幸B棟102号室	株式会社S O A R	令 6. 3. 1
ユタカ薬局亀岡並河	亀岡市大井町並河2丁目757	株式会社ユタカファーマシー	6. 12. 1
訪問看護事業所ひだまり	城陽市平川浜道裏20の1	社会福祉法人城陽福祉会	6. 8. 1
高山歯科クリニック	向日市寺戸町初田20の2 SU・BA・CO東向日302号室	高山 英明	6. 12. 1
医療法人継志会ありた皮膚科クリニック	長岡京市開田2丁目1の1 りせれっとNAG AOKAKYO2F	医療法人継志会	〃
キリン堂薬局長岡京開田店	長岡京市開田2丁目1の1	株式会社キリン堂	〃
医療法人植園会すぎたに内科クリニック	八幡市八幡中ノ山197の1 アネックス香楽園101号室	医療法人植園会	6. 11. 1
医療法人実楓かたやまクリニック	〃 欽明台中央55の6	医療法人実楓	〃
あこ診療所	木津川市相楽城西69の2	藤井 亜湖	〃
南加茂台薬局	〃 南加茂台9の14の1	株式会社ウィーズ	〃
いい薬局精華台店	相楽郡精華町精華台2の17の11	〃	〃

京都府告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日	
新 旧 新 旧	アイン薬局伊勢田店 オーティ薬局 アイン薬局宇治小倉店 オーティ薬局小倉店	宇治市伊勢田町南山55第二上田ビル1F 〃 小倉町神楽田10の9 〃	株式会社アインファーマシーズ 〃 〃	令 6. 11. 1 〃 〃

京都府告示第625号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
中島整形外科医院	綾部市幸通り9	中島 聚	令 6. 11. 1
下野眼科医院	八幡市八幡旦所8の1	下野 廣昭	6. 10. 31
かたやまクリニック	〃 欽明台中央55の6	横堀 公実子	〃
すぎたに内科クリニック	〃 八幡中ノ山197の1 アネックス香楽園101号室	杉谷 義彦	〃
夕部歯科	〃 男山指月4の19	夕部 伊津子	〃
あこ診療所	木津川市吐師宮ノ前6学研どーり101号室	藤井 亜湖	〃
南加茂台薬局	〃 南加茂台9の14の1	株式会社ひいらぎ	〃
いい薬局精華台店	相楽郡精華町精華台2丁目17の11	〃	〃

京都府告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
せーの株式会社	居宅介護支援	せーのケアマネステーション	新 長岡京市馬場2丁目2の18 グラシオ長岡103号室	令 6.11.11
			旧 " " " 1の12 大橋ハイツB号室	

京都府告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
白川 渚菜	ナチュラル鍼灸院・生野	大阪市生野区林寺6の2の15	令 6.11.1
住岡 剣吾	西明石わだち整骨院	明石市小久保2の7の20 プリコ西明石1F	"

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
訪問看護ステーションSOAR	宇治市五ヶ庄梅林59ハ イネス幸B棟102号室	株式会社S OAR	令 6.3.1
ユタカ薬局亀岡並河	亀岡市大井町並河2丁目 757	株式会社ユ タカファーマシー	6.12.1
訪問看護事業所ひだまり	城陽市平川浜道裏20の1	社会福祉法人城陽福祉会	6.8.1
高山歯科クリニック	向日市寺戸町初田20の2 SU・BA・CO東向日302号室	高山 英明	6.12.1
医療法人継志会ありた皮ふ科クリニック	長岡京市開田2丁目1の1 るりせれっとNAG AOKAKYO2F	医療法人継志会	"
キリン堂薬局長岡京開田店	長岡京市開田2丁目1の1	株式会社キリン堂	"
医療法人植園会すぎたに内科クリニック	八幡市八幡中ノ山197の1 アネックス香楽園101号室	医療法人植園会	6.11.1
医療法人実楓かたやまクリニック	" 欽明台中央55の6	医療法人実楓	"
あこ診療所	木津川市相楽城西69の2	藤井 亜湖	"
南加茂台薬局	" 南加茂台9の14 の1	株式会 社ウィーズ	"
いい薬局精華台店	相楽郡精華町精華台2の17の11	"	"

京都府告示第628号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第629号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 アイン薬局伊勢田店	宇治市伊勢田町南山55第二上田ビル1F	株式会社アインファーマシーズ	令 6.11.1
旧 オーティ薬局			
新 アイン薬局宇治小倉店	〃 小倉町神楽田10の9	〃	〃
旧 オーティ薬局小倉店			



京都府告示第630号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し



京都府告示第631号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
せーの株式会社	居宅介護支援	せーのケアマネステーション	新 長岡京市馬場2丁目2の18 グラシオ長岡103号室	令 6.11.11
			旧 〃 〃 〃 1の12 大橋ハイツB号室	



た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
中島整形外科医院	綾部市幸通り9	中島 聚	令 6.11.1
下野眼科医院	八幡市八幡旦所8の1	下野 廣昭	6.10.31
かたやまクリニック	〃 欽明台中央55の6	横堀 公実子	〃
すぎたに内科クリニック	〃 八幡中ノ山197の1 アネックス香楽園101号室	杉谷 義彦	〃
夕部歯科	〃 男山指月4の19	夕部 伊津子	〃
あこ診療所	木津川市吐師宮ノ前6 学研どーり101号室	藤井 亜湖	〃
南加茂台薬局	〃 南加茂台9の14の1	株式会社ひいらぎ	〃
いい薬局精華台店	相楽郡精華町精華台2丁目17の11	〃	〃

京都府告示第632号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
白川 渚菜	ナチュラル鍼灸院・生野	大阪市生野区林寺6の2の15	令 6.11.1
住岡 剣吾	西明石わだち整骨院	明石市小久保2の7の20 ブリコ西明石1F	〃



京都府告示第633号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年12月10日に定めた。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	50,000 t の内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	46,000 t の内数



京都府告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年12月24日から令和7年1月7日まで縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都日吉美山線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
南丹市日吉町保野田岸根24の1から 南丹市日吉町保野田岸根21の1まで	前	最小 19.8 最大 31.0	m 71.1	旧道の区域の廃止 廃道 延長79.0m 幅員
	後	最小 12.1 最大 24.5		最小 6.0m 最大 6.5m 期日 告示日に同じ。

4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の全部並びに京都市、八幡市及び久世郡久御山町の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
城陽市の全部並びに宇治市、久世郡久御山町及び綴喜郡井手町の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、綴喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
京田辺市の全部及び八幡市の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、相楽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
相楽郡精華町の全部及び木津川市の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第639号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市及び南丹市の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宇治田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
綴喜郡宇治田原町の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、丹波都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
船井郡京丹波町の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、京都都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 変更の対象となる土地の区域
向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の全部並びに八幡市及び久世郡久御山町の各一部
 - (2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域
なし
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宇治都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 変更の対象となる土地の区域
城陽市の全部並びに宇治市、久世郡久御山町及び綴喜郡井手町の各一部
 - (2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域
宇治市五ヶ庄戸ノ内、檜島町石橋及び檜島町中川原の各一部、城陽市令涼つむぎ、富野長谷山、富野狼谷、中芦原、奈島下小路、奈島上小路、奈島池ノ

首及び奈島坊ヶ谷の各一部、久世郡久御山町市田東大門、市田新珠城、市田一ノ坪、市田五ノ坪、市田立花、林北畑、佐古外屋敷、東一口東島、東一口モタレ、森大内、森北大内及び市田南観世の各一部並びに綴喜郡井手町大字多賀小字飛鳥田、小字綾ノ木、小字奥西、小字二ノ坪及び小字帽子田の各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、綴喜都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更の対象となる土地の区域

京田辺市の全部及び八幡市の一部

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域

八幡市内里日向堂、上奈良長池、内里長部代、内里五丁、内里柳瀬、戸津木戸口、戸津堂田、戸津中代、戸津南代、戸津水戸城及び八幡一ノ坪の各一部並びに京田辺市普賢寺池ヶ原及び水取池ヶ原の全部並びに松井宮田、松井口仲谷、松井今池、松井西浦、三山木奥山田、多々羅西平川原、多々羅駒ヶ谷、普賢寺公家谷、宮津北ノ谷、大住池平、大住内山、大住稲生山及び大住木下シの各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、相楽都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更の対象となる土地の区域

相楽郡精華町の全部及び木津川市の一部

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域

相楽郡精華町大字下狛小字二ノ谷、小字鹿ヶ谷、小字市原、小字大路、大字北稲八間小字大路、小字花ツラ、大字南稲八妻小字蔭山、小字水落、大字下狛小字下馬及び小字大福寺の各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南丹都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更の対象となる土地の区域

亀岡市及び南丹市の各一部

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠下長尾、篠上長尾、篠芦原、篠鍋倉、篠洗川及び篠向谷の各一部並びに南丹市園部町内林町中鴻ヶ下及び新堂下ノ代の全部並びに城南町上サメ川、城南町下サメ川、内林町今林、内林町上鴻ヶ下、内林町岸ヶ鼻、内林町下鴻ヶ下、内林町伏ヶ谷、瓜生野八田、新堂中島、千妻新マカリ、千妻宮ノ向及び曾我谷縄手の各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宇治都

市計画道路を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・1・25号京都枚方線

変更する部分

久御山町佐古外屋敷

(2) 3・3・21号京都田辺線

変更する部分

久御山町佐古清水

(3) 3・6・5号八幡荘宇治線

変更する部分

久御山町市田東大門

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、京都府農林水産部経営支援・担い手育成課及び関係京都府広域振興局農林商工部において縦覧に供する。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 名称

宇治地域（宇治市）

(2) 区域

宇治市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域）

ア 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号1、2、5から52まで、54から57まで及び61の区域。ただし、市街化区域を除く。

イ 令和6年京都府告示第643号により決定された宇治都市計画市街化区域のうち宇治市の区域

ウ 宇治市五ヶ庄広岡谷及び宇治市菟道新池に所在するゴルフ場の区域

エ 林野庁及び財務省所管国有林の区域

オ 宇治市池尾に所在する揚水発電所ダム湖の区域

カ 宇治川河川の区域

キ 宇治市五ヶ庄のうち芝ノ東、二番割及び三番割の区域

ク 宇治市六地蔵、志津川、炭山、二尾、池尾及び西笠取の区域

2(1) 名称

久御山地域（久御山町）

(2) 区域

久世郡久御山町の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

ア 昭和46年京都府告示第727号により決定された京都都市計画市街化区域のうち久世郡久御山町の区域

イ 令和6年京都府告示第643号により決定された宇治都市計画市街化区域のうち久世郡久御山町の区域

ウ 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号66の区域

エ 宇治川河川の区域

オ 木津川河川の区域

カ 久世郡久御山町大字島田小字堤外に所在する総合運動場の区域

キ 久世郡久御山町大字佐古小字梶石に所在する府民スポーツ広場の区域

ク 久世郡久御山町大字北川顔小字表畑、小字馬嶋及び小字中野のそれぞれ一部

3(1) 名称

八幡地域（八幡市）

(2) 区域

八幡市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

ア 令和6年京都府告示第644号により決定された綴喜都市計画市街化区域のうち八幡市の区域

イ 昭和60年京都府告示第67号により決定された京都都市計画市街化区域のうち八幡市の区域

ウ 八幡市岩田大谷及び内里大谷（通称大谷飛地）の区域

エ 八幡市福祿谷の一部及び柿ヶ谷の一部の区域

オ 兩岸を市街化区域に挟まれた大谷川の区域

4(1) 名称

京田辺地域（京田辺市）

(2) 区域

京田辺市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

ア 令和6年京都府告示第644号により決定された

綴喜都市計画市街化区域のうち京田辺市の区域
イ 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号1から23までの区域。ただし、市街化区域を除く。

ウ 陸上自衛隊関西地区補給処祝園弾薬支処の区域
エ 京田辺市薪平田谷及び大住竜王谷に所在するゴルフ場の区域

オ 木津川河川の区域

カ 京阪東ローズタウン松井地区土地区画整理事業の事業区域隣接地で市街化の見通しがなくにより市街化区域から市街化調整区域に変更された区域及び三山木地区特定土地区画整理事業の事業実施に伴う鉄道敷地移設により市街化区域から市街化調整区域に変更された区域

5(1) 名称

井手地域（井手町）

(2) 区域

綴喜郡井手町の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

ア 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号4から6まで及び12の区域

イ 令和6年京都府告示第643号により決定された宇治都市計画市街化区域のうち綴喜郡井手町に係る区域

ウ 林野庁所管国有林及び官行造林の区域

6(1) 名称

精華地域（精華町）

(2) 区域

相楽郡精華町の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

ア 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号1から3まで、6及び8から13までの区域

イ 令和6年京都府告示第645号により決定された相楽都市計画市街化区域のうち相楽郡精華町の区域

ウ 陸上自衛隊関西地区補給処祝園弾薬支処の区域

7(1) 名称

亀岡地域（亀岡市）

(2) 区域

亀岡市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

ア 令和6年京都府告示第646号により決定された南丹都市計画市街化区域のうち亀岡市の区域

イ 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水

産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号1から187まで、189から232まで及び234から267までの区域。ただし、市街化区域を除く。

ウ 官行造林の区域

エ 昭和25年2月1日現在における曾我部村の一部及び西別院村の一部

オ 篠町、大井町及び千代川町のそれぞれ一部

8(1) 名称

南丹地域（南丹市）

(2) 区域

南丹市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

ア 令和6年京都府告示第646号により決定された南丹都市計画市街化区域のうち南丹市の区域

イ 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号1から246まで、249から308まで、340から353まで、355、356、360から380まで、384から392まで、394、395、397から423まで、426、427、429から440まで、443、445から470まで、471から529まで、530、531、533から536まで、538から543まで、545、546、549、550、552から563まで、566、567、571から663まで及び665から667までの区域のそれぞれ全部並びに林班番号247、248、354、393、396、441、442、444及び664の区域のそれぞれ一部。ただし、市街化区域を除く。

ウ 京都府立大学演習林の区域

エ 京都大学演習林の区域

オ 官行造林の区域

カ 南丹市園部町船岡溝根に所在する西日本旅客鉄道株式会社所有の山林の区域

キ 南丹市園部町大河内深田に所在するゴルフ場の区域

ク 南丹市日吉町天若及び中に所在する日吉ダム及び天若湖の区域



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

<p>1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 安田建設株式会社 代表取締役 安田 昌司 与謝郡与謝野町字男山800番地の1</p> <p>2 林地開発行為の目的 土石の採掘（跡地復旧）</p> <p>3 林地開発行為をしようとする区域 与謝郡与謝野町字男山小字尾ヶ谷畑谷3360番ほか（次の図のとおり）</p> <p>4 林地開発行為をしようとする区域の面積 5.5ヘクタール</p> <p>5 期間 (1) 林地開発行為を行う期間 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 昭和57年10月16日から令和10年6月30日まで</p> <p>6 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="790 112 989 392">騒音・振動</td> <td data-bbox="989 112 1212 392">開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）</td> <td data-bbox="1212 112 1476 392">開発区域の外側に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 392 989 555">粉じんの飛散</td> <td data-bbox="989 392 1212 555">〃</td> <td data-bbox="1212 392 1476 555">開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。</td> </tr> </table>	騒音・振動	開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）	開発区域の外側に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。	粉じんの飛散	〃	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。									
騒音・振動	開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）	開発区域の外側に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。														
粉じんの飛散	〃	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="119 974 311 1041">おそれの種類</th> <th data-bbox="311 974 534 1041">おそれがある範囲</th> <th data-bbox="534 974 790 1041">おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="119 1041 311 1276">周辺道路の汚れ</td> <td data-bbox="311 1041 534 1276">与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）</td> <td data-bbox="534 1041 790 1276">場内出入口に設置しているタイヤ洗いで運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1276 311 1579">交通量の増加</td> <td data-bbox="311 1276 534 1579">〃</td> <td data-bbox="534 1276 790 1579">運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯で台数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1579 311 1848">濁水の発生</td> <td data-bbox="311 1579 534 1848">与謝野町字男山地内の男山川（次の図のとおり）</td> <td data-bbox="534 1579 790 1848">場内の排水経路の下流部に沈砂池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排水する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1848 311 2112">河川水量の増加</td> <td data-bbox="311 1848 534 2112">〃</td> <td data-bbox="534 1848 790 2112">場内の排水経路の下流部に調整池を設け、流量調整を行った後に場外に排水する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	周辺道路の汚れ	与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	場内出入口に設置しているタイヤ洗いで運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。	交通量の増加	〃	運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯で台数制限を行う。	濁水の発生	与謝野町字男山地内の男山川（次の図のとおり）	場内の排水経路の下流部に沈砂池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排水する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。	河川水量の増加	〃	場内の排水経路の下流部に調整池を設け、流量調整を行った後に場外に排水する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。	<p>8 縦覧場所</p> <p>(1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 京丹後市峰山町丹波855番地</p> <p>(2) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町</p> <p>(3) 与謝野町農林環境課（加悦庁舎） 与謝郡与謝野町字加悦433番地</p> <p>(4) 安田建設株式会社 与謝郡与謝野町字男山800番地の1</p> <p>9 縦覧期間 令和6年12月24日（火）から令和7年1月23日（木）まで</p> <p>10 意見書の提出期間及び提出先</p> <p>(1) 提出期間 令和6年12月24日（火）から令和7年1月23日（木）まで</p> <p>(2) 提出先 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 （「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）</p> <hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。</p> <p>令和6年12月24日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p> <p>1 工事が完了した開発区域に含まれる地域 京田辺市草内穴口11、13の一部、14の3、14の9の一部、15の3 （関連区域） 京田辺市草内穴口14の一部</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び名称 京田辺市草内沢29の1 小林商事株式会社</p>
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置														
周辺道路の汚れ	与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	場内出入口に設置しているタイヤ洗いで運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。														
交通量の増加	〃	運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯で台数制限を行う。														
濁水の発生	与謝野町字男山地内の男山川（次の図のとおり）	場内の排水経路の下流部に沈砂池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排水する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。														
河川水量の増加	〃	場内の排水経路の下流部に調整池を設け、流量調整を行った後に場外に排水する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。														

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年12月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

ア 京都府営水道事務所宇治浄水場で使用する電力
調達 一式

イ 京都府営水道事務所木津浄水場で使用する電力
調達 一式

ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場で使用する電力
調達 一式

エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所で
使用する電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 調達施設

ア 京都府営水道事務所宇治浄水場
宇治市宇治下居64

イ 京都府営水道事務所木津浄水場
木津川市吐師医王寺

ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場
京都市西京区御陵大原11の6

エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所
木津川市吐師池ノ尻

(5) 契約期間

契約日から調達期間の末日までを契約期間とする。
なお、契約日から調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774) 24-1522

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年12月24日（火）から令和7年1月15日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和6年12月30日、令和6年12月31日、令和7年1月2日及び令和7年1月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」一小分類「電力」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和6年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年12月27日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号（075）414-4654

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>）からダウンロードす

ること。

(ウ) 提出期限

令和6年12月27日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年1月24日（金）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和7年1月27日（月）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年1月24日（金）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年1月27日（月）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のアからエまでのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のアからエまでのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札
- カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
- キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

- (1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この入札に係る令和7年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. Supply of electricity for the Uji water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - b. Supply of electricity for the Kizu water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - c. Supply of electricity for the Otokuni water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - d. Supply of electricity for the Kizu raw water transmission pumps institution by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Tuesday, December 24, 2024 to 5:15 PM on Wednesday, January 15, 2025
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Friday, January 24,

2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Monday,
January 27, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Friday, January 24, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Monday, January 27, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450